

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで

申立期間①については、20 歳になってすぐに、A 市町村役場から国民年金保険料の納付書が送られてきて、当時は B 事業所の見習い従業員で、経済的に大変だったが、近くの銀行に納付書を持参して 1 か月分ずつ納めたことをしっかりと覚えている。

申立期間②については、昭和 60 年*月に夫が亡くなり、将来は年金を満額もらいたいと思い、A 市町村に戻ってきたその年の 8 月ごろに、市町村役場の窓口で、それまで納めていなかった分の保険料 20 万円ぐらいを夫の死亡保険金の一部で支払った記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「昭和 60 年 8 月ごろに A 市町村役場の窓口で、それまで未納だった期間の国民年金保険料 20 万円ぐらいをまとめて納付した。」と主張するところ、A 市町村が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和 60 年 8 月に、同年 4 月から同年 8 月までの保険料を納付していることが確認でき、社会保険庁の記録では、申請免除承認期間とされている申立期間②の保険料を併せて追納した場合の金額は、申立人が納付したと主張する金額とほぼ一致している。

また、申立人は、「市町村役場の窓口で申立期間②の国民年金保険料をまとめて納付した。」と主張するところ、A 市町村では、「昭和 60 年当時、市町村役場窓口で申請免除承認期間の追納保険料の手書きの納付書を作成し、保険料を窓口で受領することがあった。」と回答しており、申立人が市町村

役場の窓口で申請免除承認期間の追納保険料も一緒に納付したとする主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間①について、申立人は、「20歳になってすぐにA市町村役場から送られてきた国民年金保険料の納付書により、近くの銀行で1か月分ずつ納付した。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和46年10月29日、資格取得は20歳到達時の45年*月*日に遡及^{そきゆう}して行われていることが確認でき、申立期間①当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立期間①の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月30日から同年11月1日まで
昭和17年4月から21年10月まで株式会社AのB工場に勤務していた。当時の工場長や同僚等13人の名前を覚えている。社会保険事務所の記録では、昭和21年6月末までの記録しかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険庁の記録では株式会社Aにおける厚生年金保険の加入期間は、昭和17年6月1日から21年6月30日までとされているが、同社B工場で21年10月まで働き、給料をもらっていた。」と主張するところ、申立人が申立期間当時、一緒に働いていたと記憶する上司及び同僚の13人の中で、申立人が被保険者資格を喪失したとされる昭和21年6月30日以降も厚生年金保険の加入記録が確認できる者は4人であり、5人については加入記録が確認できず、4人については申立人よりも先に資格喪失した記録となっている。

また、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できる上記の4人は既に死亡しており、社会保険庁の記録から、申立期間当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険の加入記録が確認できる者31人についても、既に死亡していたり、住所が確認できないことから、申立人の申立期間当時の勤務状況について聴取することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、株式会社Aでは、申立人と同じく昭和21年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が133人いることが確認でき、C株式会社（株式会社Aの本社）に勤務していた元従業員等により出版された回顧録には、同社では終戦から1年の間に4回の人員整

理があり、昭和 21 年 6 月には 600 人の大量解雇が行われた旨の記載がある。

加えて、申立人と同じく昭和 21 年 6 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している 133 人の中で、連絡が取れた 10 人のうちの一人は、「昭和 21 年秋ごろまで株式会社 A の B 工場で仕事をし、給料をもらっていたが、厚生年金保険料の控除については記憶が無い。」と証言しており、申立人が主張するとおり、解雇（厚生年金保険の資格喪失）後も継続して勤務し給与が支給されていた者がいたことにはうかがえるものの、申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたとまでは言い難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 650

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 9 月まで

昭和 37 年 4 月から 38 年 9 月まで A 株式会社 B 支店に勤務していた。入社後、しばらくして支店長の面接を受け正社員になったが、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A 株式会社 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「技能職として昭和 37 年 4 月に入社後、しばらくして支店長の面接試験を受け正社員になった。」と主張するところ、当時の同僚は、「技能職の職員は正社員となるまでに時間がかかった。その間は厚生年金保険には加入していなかった。」、「技能職から正社員になるための採用試験は筆記試験だった。また、支店長が正社員の採用試験の面接をすることはなかった。」と証言しており、申立人の主張とは相違している。

また、申立人が記憶する当時の同僚の一人は、「入社してから正社員になるまでの 2、3 年間は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する A 株式会社 B 支店の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の記録は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 651

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 30 日から 50 年 2 月 13 日まで
昭和 48 年 8 月から 50 年 5 月までの間、退職することなく有限会社Aに勤務していたが、途中の 49 年 6 月 30 日から 50 年 2 月 13 日までの間の厚生年金保険記録が抜けているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険庁の記録では、有限会社Aにおける厚生年金保険の加入記録は、昭和 48 年 8 月 17 日から 49 年 6 月 30 日までの期間及び 50 年 2 月 13 日から同年 5 月 21 日までの期間とされているが、途中で辞めたことはなく、その間も厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、社会保険事務所が保管する申立人の夫に係るB事業所C工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、申立期間とほぼ一致する昭和 49 年 7 月 11 日から 50 年 2 月 13 日までの期間において、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できることから、申立人は申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったことが推認される。

また、雇用保険の記録においても、申立人の有限会社Aにおける加入記録は、昭和 48 年 9 月 15 日から 49 年 6 月 29 日までの期間及び 50 年 2 月 13 日から同年 5 月 20 日までの期間となっており、厚生年金保険加入期間とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する当時の事業主及び複数の同僚から聴取したが、申立人が申立期間に継続して勤務していたことを記憶している者は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人は昭和 49 年 6 月 30 日にいったん被保険者

資格を喪失し、同年7月8日に健康保険証を返納している記録が確認でき、50年2月13日に被保険者資格を再取得するまでの期間に申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番も見当たらず、不自然な点はみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 652

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月ごろから29年4月ごろまで
申立期間に、出稼ぎでA都道府県内のB株式会社に勤務していた。証明できるものは無いが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B株式会社に出稼ぎで勤務していた期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と主張するところ、当時の同僚の証言から、申立人がB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の同僚は、「私も出稼ぎだったが、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言しており、この同僚の厚生年金保険の加入記録も無い。

また、申立人は、「当時の給与は日給制だった。」と述べているところ、当時の複数の同僚は、「日給制の従業員は臨時雇用であり、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言しており、申立人は、B株式会社に健康保険証を交付された記憶も無いとしている。

さらに、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は無く、申立期間における健康保険記号番号に欠番も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 653

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 31 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 32 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 33 年 4 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 34 年 4 月から同年 12 月まで
⑥ 昭和 35 年 4 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 30 年から 36 年にかけて 4 月から 12 月までの期間は、A 株式会社に出稼ぎに行き、工事をしていた。現場監督をしていた親方と、B 都道府県から一緒に出稼ぎに行った 3 人の名前を覚えている。会社が倒産し、当時の状況は分からないが、出稼ぎの間は厚生年金保険に加入していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間①から⑦までの期間において、A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「出稼ぎ先で入院した際、日雇健康保険証を使った記憶がある。」と述べており、日雇労働者は、厚生年金保険法の適用除外者に該当することから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

また、申立人が記憶する同僚 3 人についても申立人と同様に厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間当時、A 株式会社の正社員だった二人は、「出稼ぎ者は、毎年、数十人来ていた。雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言しており、A 株式会社では、申

立期間当時、出稼ぎ者については厚生年金保険に加入させない取扱いだったことがうかがわれる。

さらに、C市町村及び社会保険庁の記録から、申立人は、昭和35年10月に国民年金に加入し、申立期間⑦（昭和36年4月から同年12月までの期間）は保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①から⑦までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。